

✂ 経済連携協定の原産地規則説明会 ✂

日本関税協会3支部共催による「原産地規則説明会」を熊本市内で初めて開催します。 会員以外の方も無料で参加いただけます。

公益財団法人 日本関税協会門司支部、長崎支部、沖縄支部

我が国の経済連携協定（EPA）は、平成14年11月のシンガポールEPAを皮切りに、本年1月のオーストラリアEPAまで、14カ国・地域との間で発効していますが、この協定を適切に活用するためには、原産地規則を理解することが重要です。

一方、原産地規則については、「原産地規則とは何？」「複雑すぎてわからない」等の声が寄せられています。

日本関税協会門司・長崎・沖縄の3支部は皆様のご要望にお応えし、一昨年から「繊維製品」及び「食料品」の輸入に関する原産地規則の説明会を福岡市内で開催し、好評をいただいておりますが、今年は初めて熊本市内で開催します。

■ 日 時：◎2015年6月22日（月）13:30～17:00

- ・原産地規則の基本的事項の解説
- ・「繊維製品」のケーススタディ

◎2015年6月23日（火）13:30～17:00

- ・原産地規則の基本的事項の解説
- ・「食料品」のケーススタディ

■ 定 員：2日間共に定員70名程度。

※定員を超え参加をご遠慮いただく場合に限りご連絡します。

■ 会 場：熊本地方合同庁舎B棟大会議室 熊本市西区春日2-10-1
（JR熊本駅 白川口（駅東側）から徒歩5分）

※駐車場は確保できませんので、公共交通機関をご利用下さい。

■ 講 師：東京税関業務部総括原産地調査官 上席調査官 川畑 高志 氏

【締め切り】2015年6月10日（水）

……………ご希望の方は下記にご記入のうえ、このままFAX送信して下さい。……………

FAX:093-331-5731（日本関税協会門司支部）

ご参加希望の説明会に“レ”チェックをお願いします（2日間連続のご参加も可能です）		
☐ 6月22日（月）「繊維製品」原産地規則		☐ 6月23日（火）「食料品」原産地規則
御社名：		
ご連絡先	ご住所：〒 （ビル名も含む。）	
	電話番号：	FAX番号：
	E-mail：	
参加者	6月22日（月）	6月23日（火）
	お名前：	お名前：
	お名前：	お名前：
	お名前：	お名前：

●お客様情報につきましては適切に管理し、説明会運営及び当協会の事業運営のためにのみ利用致します。

お問い合わせ先：公益財団法人日本関税協会門司支部 電話：093-331-5730